

利用者の皆様へ

慶應義塾大学薬学メディアセンター

貸出規則の変更のお知らせ

新年度に向けて全地区メディアセンターで新図書館システムを導入します。これを機に、貸出規則の一部を変更します。新規則は平成 22 年 3 月 23 日より適用されます。

(1) 貸出期間の計算方法の変更

貸出期間は「週」「月」単位で計算していましたが、新規則では「日」単位とします。

例) 2週間貸出	→	14日間貸出
1ヶ月間貸出	→	30日間貸出
3ヶ月間貸出	→	90日間貸出

日曜日・祝日・休館日も加算 される点は変更ありません。

(2) 更新（期限延長）規則の変更

更新（期限延長）規則を、協生館を除く全地区で統一します。

	更新回数上限
学部生 大学院生	2回
教職員	無制限

下記の場合は、更新ができません。

- ・延滞している場合（延滞後の更新猶予期間はありません）
- ・予約者がいる場合

(3) 返却に関する電子メール自動送信開始

以下のお知らせの電子メール自動送信を全地区で開始します。

- ① 返却期限事前通知 ※貸出期間が 7 日未満の資料を除く
- ② 延滞資料の返却督促
- ③ 借用中資料に予約がかかった時 ※翌日送信

(4) 資料延滞時の一時利用制限規則の新設

資料を延滞し、かつその資料に別の利用者の予約がかかっている場合は、その資料を返却するまで、新たな貸出等ができません。

(5) 資料弁済方法の変更

資料を汚破損・紛失した時は、現物または現金での弁済としていましたが、一律「現金支払いによる弁済」に変更します。

また、現金弁済の最低額（3,000 円）を廃止し、図書館がその資料を取得した額に相当する金額（古書などは購入当時の価格を現在の実勢価格に換算）での弁済に変更します。

以上